

入管庁審第1045号  
令和6年6月5日

各市町村担当課長 殿  
東京都各特別区担当課長 殿

出入国在留管理庁  
出入国管理部審判課長（公印省略）

監理措置に付される者に係る情報の市町村への通知について（事務連絡）

平素より出入国在留管理業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

被仮放免者情報の市町村への通知については、平成24年5月15日付け法務省管警第123号「被仮放免者情報の市町村への通知（事務連絡）」によりお知らせしているところ、今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）において、收容しないで退去強制手続を進める監理措置制度が設けられ、令和6年6月10日から施行されます。

監理措置とは、退去強制手続を受ける外国人について、監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり、社会内での生活を許容しながら退去強制手続を進める措置です。そのため、退去強制手続中である被仮放免者と同様、監理措置に付される者（以下「被監理者」という。）が行政上の便益・サービスを受けられるようにするとの観点から、その住居、身分関係等を各地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（以下「地方出入国在留管理局等」という。）から市町村（東京都においては特別区を含む。以下同じ。）に通知することとしました。

具体的には、被監理者のうち自らの情報が市町村に通知されることに同意した者の国籍、氏名、性別、生年月日、監理措置決定を受けた日、住居、監理措置決定の取消し、失効及び住居変更等の情報について、監理措置決定した日からおおむね2か月以内に、対象者の住居が所在する市町村（ただし、住居変更の場合には変更前後の市町村）に対し、当該市町村を管轄する地方出入国在留管理局等から、毎月1回郵送によって通知します。

つきましては、被監理者への行政上の便益・サービスの付与の目的の範囲内で、適切に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、個別の行政上の便益・サービスの付与の決定・運用等に関しましては、各所管の省庁にお問合せください。

添付物

- 1 参考条文
- 2 平成24年5月15日付け法務省管警第123号「被仮放免者情報の市町村への通知（事務連絡）」

## 参考条文

### 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）【改正後】

第44条の2 第39条第2項の規定による審査をする主任審査官は、容疑者が第24条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつて、容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度、收容により容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、容疑者を收容しないでこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、容疑者を監理措置（次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。）に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件（以下この節において「監理措置条件」という。）を付するものとする。

2～5 （省略）

6 主任審査官は、第四項の請求により又は職権で、被收容容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度、收容により当該被收容容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、当該被收容容疑者を放免してこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、300万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

7～10 （省略）

第52条の2 前条第8項の規定による審査をする主任審査官は、退去強制を受ける者（收容されている者又は仮放免されている者を除く。）が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、收容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を收容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置（次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。）に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件（以下この節において「監理措置条件」という。）を付するものとする。

2～4 （省略）

5 主任審査官は、前項の請求により又は職権で、退去強制を受ける者が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、收容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を放免することが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、300万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

6～8 （省略）

法務省管警第123号  
平成24年5月15日

各市町村担当課長 殿  
東京都各特別区担当課長 殿

法務省入国管理局警備課長（公印省略）

被仮放免者情報の市町村への通知について（事務連絡）

平素より出入国管理業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局におきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号、以下「入管法等改正法」という。）附則第60条第1項の規定に基づき、標記通知のあり方について検討した結果、入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過した者（以下「対象者」という。）について、入管法等改正法施行日（平成24年7月9日）以後においてもなお対象者が行政上の便益・サービスを受けられることとなるようにするとの観点から、その住居、身分関係等を各地方入国管理局から市町村（東京都においては特別区も含む。以下同じ。）に通知することとしました。

具体的には、対象者のうち自らの情報が市町村に通知されることに同意した者の国籍、氏名、性別、生年月日、仮放免した日、住居、仮放免の失効及び住居変更等の情報について、仮放免した日からおおむね2か月以内に、対象者の住居が所在する市町村（ただし、住居変更の場合には変更前後の市町村）に対し、当該市町村を管轄する地方入国管理局又は地方入国管理局支局から、毎月1回郵送によって通知します。第1回目の通知は、入管法等改正法施行日前に行う予定です。

つきましては、入管法等改正法附則第60条第1項の規定の趣旨を踏まえ、被仮放免者への行政上の便益・サービスの付与の目的の範囲内で、適正に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、個別の行政上の便益・サービスの付与の決定・運用等に関しましては、各所管の省庁にお問い合わせください。

添付物  
参考条文等

1部

## 参考条文等

### ●出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第60条

1 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2～3（省略）

### ●出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第54条

1 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

3（省略）

#### 【参考：仮放免に関する概要】

退去強制事由（入管法第24条に規定）に該当すると思われる外国人に対して入国警備官が違反調査を行い、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があれば、主任審査官が発付する収容令書により容疑者を収容することとなります。また、その後の一連の手続を経て、我が国から退去強制させられることが確定した外国人には退去強制令書が発付され、速やかに送還先に送還されることとなりますが、直ちに送還できない場合には、送還可能なときまで収容することができることとされています。

仮放免とは、このように収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている被収容者について、本人等からの請求により又は職権で、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。収容令書による収容期間は「30日以内（但し、主任審査官においてやむを得ない事由があると認めるときは、30日を限り延長することができる）」、退去強制令書による収容は「送還可能なときまで」と定められていますが、その間に、被収容者の健康上の理由、出国準備等のために身柄の拘束をいったん解く必要が生じることもありますので、そのような場合に対応するために仮放免制度が設けられています。